

第11回 制度設計専門会合
事務局提出資料
～「適正なガス取引についての指針」の改正に関する
個別論点の検討について～

平成28年9月27日（火）



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

本日御議論いただきたい事項

- 本日は、前回会合で御提示した「今後検討を要する論点」に関し、「適正なガス取引についての指針」（以下「適取ガイドライン」という。）に具体的に記載する内容について、御議論いただきたい。

今後検討を要する論点 1 / 3 (再掲 第10回制度設計専門会合資料8 P.4)

今後の主な検討事項

具体的な内容

不当な解約制限等について

- 電力適取ガイドラインでは、不当な解約制限や競合相手を市場から退出させる目的での不当に安い価格による小売供給などの行為は、電気事業法上問題となる行為であると整理されている（P.4）。
- 上記を参考に、長期契約や、中途解約違約金、付帯サービス等とのセット契約等のガス取引の実態も踏まえた上で、不当な解約制限等について整理し、必要に応じ、適取ガイドラインの改正を検討する。

託送料金の請求書等への明記について

- 電力適取ガイドラインでは、電気料金の透明性の確保の観点から、小売電気事業者は需要家への請求書、領収書等に託送供給料金相当支払金額を明記すること望ましいと整理されている（P.5）。
- 上記を参考に、ガス取引の実態も踏まえた上で、託送供給料金相当支払金額の明記について、必要に応じ、適取ガイドラインの改正を検討する。

注) 独禁法に関する部分については公正取引委員会において審議・決定されるもの。

今後検討を要する論点 2 / 3 (再掲 第10回制度設計専門会合資料8 P.5)

今後の主な検討事項

具体的な内容

スイッチングにおける 不当な取扱い等について

- 電力適取ガイドラインでは、一般送配電事業者等が、スイッチングが適切に行われる環境を確保することを「望ましい行為」、スイッチングにおいて全ての小売電気事業者を衡平に取り扱わないことを電気事業法上「問題となる行為」と位置付けている (P.12)。
- 上記を参考に、ガス取引の実態も踏まえた上で、スイッチングにおける不当な取扱い等について整理し、必要に応じ、適取ガイドラインの改正を検討する。

需要家への不当な 情報提供について

- 電力適取ガイドラインでは、小売電気事業者が需要家の誤解を招く情報提供 (例：当社の電気は停電しにくい等) により自己のサービスに需要家を不当に誘導することを「問題となる行為」と位置付けている (P.13)。
- 上記を参考に、ガス取引の実態も踏まえた上で、需要家への不当な情報提供について、必要に応じ、適取ガイドラインの改正を検討する。

熱量調整等に係る業務 の受託について

- 現行の適取ガイドライン (P.13) では、一般ガス事業者等が、託送供給に付帯する業務として、熱量調整や付臭等のガスの制御・監視に係る作業を行うことを「望ましい行為」と位置付けているところ、事業者ライセンス制導入に伴い、ガス製造事業者、小売ガス事業者の製造部門等が熱量調整設備や付臭設備を保有することとなるため、これらの者が熱量調整設備や付臭設備を保有しない新規参入者に対して行う熱量調整や付臭に係る業務の受託の在り方について、必要に応じ、適取ガイドラインの改正を検討する。

注) 独禁法に関する部分については公正取引委員会において審議・決定されるもの。

今後検討を要する論点 3 / 3 (再掲 第10回制度設計専門会合資料8 P.6)

今後の主な検討事項

具体的な内容

卸取引の活性化について

- ガスシステム改革小委員会報告書（平成27年1月）では、卸取引の活性化と透明性向上が取り上げられている（P.35）。また、電力適取ガイドラインでは、小売電気事業者が活発な競争を行うためには、各電気事業者が卸電力取引所を積極的に活用し、市場の流動性を高めることが期待されるとして、卸電力取引所の積極的な活用等を「望ましい行為」と位置付けている（P.20～21）。
- 上記を参考に、ガスの卸取引の実態も踏まえた上で、卸取引の活性化に向けて、必要に応じ、適取ガイドラインの改正を検討する。

導管事業者による需要家への差別的な対応について

- 電力適取ガイドラインでは、一般送配電事業者等が、計量器の交換の可否・交換時期に関して、自己又はグループ内の小売部門の需要家であるか他の電気供給事業者の需要家であるかにより不当に差別的に取り扱った場合や、転居等により新たに電気供給事業者を検討中の需要家に対して自己又はグループ内の小売部門の情報のみを提供した場合等を、電気事業法上「問題となる行為」と位置付けている（P.35）。
- 上記を参考に、ガス取引の実態も踏まえた上で、需要家への差別的な対応について整理し、必要に応じ、適取ガイドラインの改正を検討する。

導管運用における差別的取扱い等について

- 電力適取ガイドラインでは、送配電等業務における系統運用、情報の取扱い、託送供給等業務におけるサービスの提供等を行うに当たり、自己又はグループ内の発電部門や小売部門と他の発電事業者や小売事業者を差別的に取り扱うことを、「問題となる行為」と位置付けている（P.36）。
- 上記を参考に、ガス取引の実態も踏まえた上で、導管運用における差別的取扱い等について、必要に応じ、適取ガイドラインの改正を検討する。

注) 独禁法に関する部分については公正取引委員会において審議・決定されるもの。

不当な解約制限等について —契約期間・違約金の設定等による小売供給切替え阻害—

- 「適正な電力取引についての指針」（平成28年3月7日）（以下「電力適取ガイドライン」という。）では、不当な解約制限は電気事業法上問題となり得る行為であるとされているところ、契約期間・違約金の設定等に関し、「電力の小売営業に関する指針」も参考に、解除を一切許容しない期間を設定することや不当に高額な違約金等を設定すること等は、需要家の解除を不当に制限するものであり、ガスの使用者の利益の保護又はガス事業の健全な発達に支障が生じるおそれがあることから、公正かつ有効な競争の観点から「問題となる行為」と位置付けてはどうか。

問題となる行為（案）

ガス小売事業者が、小売供給契約の解除を一切許容しない期間を設定すること、契約の解除に関して不当に高額な違約金等を設定すること等により、小売供給契約の解除を著しく制約する内容の契約条項を設けること。

参考：電力適取ガイドライン P.4（関連部分のみ抜粋）

不当な解約制限（中略）などの行為は、電気の利用者の利益の保護の観点からは、（中略）全ての小売電気事業者が行う場合に電気事業法上問題となる行為であり、需要家の利益の保護や電気事業の健全な発達に支障が生じる場合には、電気事業法に基づく業務改善命令（同法第2条の17）や業務改善勧告（同法第66条の11の勧告をいう。以下同じ。）が発動される可能性がある。

参考：電力の小売営業に関する指針（平成28年7月改定） P.30（関連部分のみ抜粋）

小売電気事業者が、以下に記載するように、需要家による小売供給契約の解除を不当に制限することは、電気の利用者の利益の保護又は電気事業の健全な発達に支障が生じるおそれがあることから、問題となる。

- i) 小売供給契約の解除を著しく制約する内容の契約条項を設けること
- (例) ① 需要家からの小売供給契約の解除を一切許容しない期間を設定すること
- ② 小売供給契約の解除に関して、不当に高額な違約金等を設定すること

注) なお、同様の内容は「ガスの小売営業に関する指針」においても定められる予定。

不当な解約制限等について

—消費機器のリース・メンテナンス契約等による小売供給切替え阻害—

- 消費機器のリース・メンテナンス等のガス供給に付随するサービスに関しては、事業者の創意工夫に基づき種々の態様でガス供給と共に提供することは原則自由であるものの、ガス小売事業者が、自ら又は子会社等を通じて付随サービスに関する契約の打切りや不当な値上げ等を示唆するなどの行為により、ガスの小売供給に係る需要家の選択肢を不当に狭めることは、ガスの使用者の利益の保護又はガス事業の健全な発達に支障が生じるおそれがあることから、公正かつ有効な競争の観点から「問題となる行為」と位置付けてはどうか。

問題となる行為（案）

ガス小売事業者が、ガスの小売供給を他社に切り替えようとする需要家に対し、自ら又は子会社等を通じて、合理的な理由なく、当該需要家が継続を希望する付随サービス（例：消費機器に係るリースやメンテナンス）に関する契約の打切りやその料金を従来よりも不当に値上げすること等を示唆するなどの行為により、ガスの小売供給に係る需要家の選択肢を不当に狭めること。

関連情報：第10回制度設計専門会合 東京電力エナジーパートナー（株）・中部電力（株）・関西電力（株）提出 参考資料2
（関連部分のみ抜粋）

- 現在、既存事業者からのガス供給を前提に、家庭用における付帯サービス（警報器やガスコンロのリースなど）を「複数年契約＋中途解約精算あり」で提供している。全面自由化後、（中略）スイッチングにおいてサービス料金の値上げや、サービスの提供打切を示唆することで、新規参入阻害となるおそれ。（P.6）
- 既存事業者による小売契約の対抗値下げがあるなか、メンテナンス料金の値上げをされると、新規参入者が新たなガス需要家（GHP利用需要家）を獲得することが困難に。（P.9）

託送料金の請求書等への明記について

- 電力適取ガイドラインを参考に、ガス小売事業者が需要家への請求書、領収書等に託送供給料金相当支払金額を明記することを、公正かつ有効な競争の観点から「望ましい行為」と位置付けてはどうか。

望ましい行為（案）

ガス料金の透明性の確保の観点から、ガス導管事業者が維持・運用する導管を経由したガスを供給するガス小売事業者が、需要家への請求書、領収書等に託送供給料金相当支払金額を明記すること。

注1) ガス小売事業者が、託送供給による卸売を受けている場合（いわゆるワンタッチ供給の場合）には、ガス小売事業者が託送供給料金相当支払金額を直ちに把握することができないため、当該卸売を行う卸売事業者が、卸売を受けるガス小売事業者に対し、卸売料金に含まれる託送供給料金相当支払金額を明示することが望ましい。

注2) システム開発等の技術的な理由により、平成29年4月の全面自由化時点で、直ちに対応することが困難な場合には、正確な支払金額に変えて、概算額や適用される託送料金の単価を記載することとし、今後のシステム改修等において対応することが望ましい。

注3) 現行の簡易ガス事業者や法定の導管の要件に満たないいわゆる自営導管により小売供給を行う事業者など、ガス導管事業者が維持・運用する導管を経由したガスを供給していないガス小売事業者は、需要家に明示すべき託送供給料金相当支払金額が存しないため、請求書等に当該金額を記載する必要がない。

参考：電力適取ガイドライン P.5

電気料金の透明性の確保の観点から、小売電気事業者は需要家への請求書、領収書等に託送供給料金相当支払金額を明記することが望ましい。

スイッチングにおける不当な取扱い等について ー望ましい行為ー

- 電力適取ガイドラインを参考に、ガス導管事業者がスイッチングが適切に行われる環境を確保することを、公正かつ有効な競争の観点から「望ましい行為」と位置付けてはどうか。

望ましい行為（案）

需要家情報へのアクセスの公平性及び円滑なスイッチングを実現するために、ガス導管事業者が、スイッチングの申込み状況に応じて対応能力を増強し、スイッチングが適切に行われる環境を確保すること。

参考：電力適取ガイドライン P.12

需要家の電気の購入先（小売電気事業者）の切替え（スイッチング）の際に切替え先の小売電気事業者が必要とする需要家情報（地点設備情報や過去の使用電力量）については、需要家の同意を得た上で、電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という。）が提供するスイッチング支援システムを通じて、小売電気事業者に対して提供されることとなる。需要家情報へのアクセスの公平性及び円滑なスイッチングを実現するために、広域機関及び一般送配電事業者がスイッチングの申込み状況に応じて対応能力を増強し、スイッチングが適切に行われる環境を確保することは、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

スイッチングにおける不当な取扱い等について ー問題となる行為ー

- 電力適取ガイドラインを参考に、ガス導管事業者がスイッチングに関して全てのガス小売事業者を公平に取り扱わないことを、公正かつ有効な競争の観点から「問題となる行為」と位置付けてはどうか。

問題となる行為（案）

スイッチングに係るルール整備やシステム・手続の運営において、ガス導管事業者が、全てのガス小売事業者を公平に取り扱わないこと。

参考：電力適取ガイドライン P.12（関連部分のみ抜粋）

公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

i スwitchングにおける不当な取扱い

スイッチング支援システムに係るルール整備やシステムの運営において、広域機関及び一般送配電事業者が全ての小売電気事業者を公平に取り扱わない場合には、電気事業法に基づく監督命令等が発動される可能性がある（電気事業法第28条の5 1並びに第23条、第27条及び第66条の1 1）。

需要家への不当な情報提供について

- 電力適取ガイドラインを参考に、ガス小売事業者が需要家に誤解を招く情報提供により自己のサービスに需要家を不当に誘導することを、公正かつ有効な競争の観点から「問題となる行為」と位置付けてはどうか。

問題となる行為（案）

ガス小売事業者が、需要家の誤解を招く情報提供（例えば、当社のガスであれば供給に支障が生じにくい、当社と契約しないとガス漏れ等の緊急時対応が一切なくなる等）により自己のサービスに需要家を不当に誘導すること。

参考：電力適取ガイドライン P.12～13（関連部分のみ抜粋）

公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

ii 需要家への不当な情報提供

小売電気事業者が需要家の誤解を招く情報提供（例えば、当社の電気は停電しにくい等）により自己のサービスに需要家を不当に誘導する場合には、電気事業法に基づく業務改善命令や業務改善勧告が発動される可能性がある（電気事業法第2条の17又は第66条の11）。

熱量調整等に係る業務の受託について

- 現行の適取ガイドラインにおいて、一般ガス事業者等が、託送供給に附帯する業務として、熱量調整や付臭等の業務を行うことを「望ましい行為」と位置付けているところ、事業者ライセンス制導入に伴い、ガス導管事業者に加え、ガス小売事業者の製造部門等も熱量調整設備や付臭設備等を保有し得ることとなるため、これらの者が熱量調整設備や付臭設備等を保有しないガス小売事業者から熱量調整や付臭等に係る業務を受託することを、公正かつ有効な競争の観点から「望ましい行為」と位置付けてはどうか。

望ましい行為（案）

ガス導管事業者やガス小売事業者の製造部門等の熱量調整設備や付臭設備等を保有する事業者が、当該事業者の事業の遂行に支障がない限り、熱量調整設備や付臭設備等を保有しないガス小売事業者からの求めに応じて、熱量調整や付臭等に係る業務を設備余力の範囲で積極的に受託すること。

注1) ガス製造事業者がガス受託製造約款に基づき行う熱量調整及び付臭等に係る業務を除く。

注2) 付臭設備等とは、ガスの性状・圧力を安定させるために必要な設備（付臭設備、フィルター、温度・圧力計、コントロール弁等）のことをいい、付臭等に係る業務とは、これらの設備を利用したガスの性状・圧力を安定させるために必要な業務をいう。

参考：現行の適取ガイドライン P.13（関連部分のみ抜粋）

（3）託送供給に附帯する業務の取扱いについて

（ア）公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

託送供給に附帯する業務については、一般ガス事業者等による任意業務と位置付けられている。（中略）

（iii）制御・監視に係る作業又は設備の利用

ガスの性状・圧力を安定させるために必要な設備（付臭設備、フィルター、温度・圧力計、コントロール弁等）

（iv）熱量調整に係る作業又は設備の利用

受け入れるガスと導管内のガスの熱量が異なる場合に必要な作業及び設備（例：天然ガス（約9,500～10,800kcal/m³）にL Pガス（約24,000kcal/m³）を加えて増熱し、11,000kcal/m³に調整）

（中略）これらの業務の提供がなければ託送供給依頼者にとって大きな負担となる場合もあることから、大口供給等への新規参入促進の観点から、一般ガス事業者等においては、事業の的確な遂行に悪影響を及ぼさない範囲において、自主的にこれらの附帯サービスを提供することが望まれる。

卸取引の活性化について

- 電力適取ガイドラインを参考に、卸売事業者が可能な範囲で積極的な卸取引を行うことを、公正かつ有効な競争の観点から「望ましい行為」と位置付けてはどうか。

望ましい行為（案）

適正かつ活発な卸取引を通じたガス小売事業者の活発な競争に向けて、卸売事業者が、新規参入者を含むガス小売事業者に対し、可能な範囲で積極的にガスの卸売を行うこと。

参考1：現行の適取ガイドライン P.15～16

ガスの卸売の受け手側である一般ガス事業者には、ガス事業法により供給区域内の需要家への供給義務が課されていることから、卸売事業者は、ガスの卸売の相手方である一般ガス事業者に対して可能な範囲で継続的に必要なガスを供給することが望まれる。

注) 現行の適取ガイドラインの上記記載は、現行法の一般ガス事業者の供給義務を前提としたものであるため、削除する予定。

参考2：電力適取ガイドライン P.20（関連部分のみ抜粋）

小売電気事業者が活発な競争を行うためには、常に電力を市場から調達できる環境が必須であり、そのためには、以下の①及び②に示されるように、各電気事業者が卸電力取引所を積極的に活用し、市場の流動性を高めていくことが期待される。

① 積極的な活用

発電事業者、小売電気事業者、卸売事業者等が卸電力取引所における取引を各々積極的に活用すること、特に発電容量で圧倒的な市場シェアを有する区域において一般電気事業者であった発電事業者は取引量増加に向けて相応に努力することが、卸電力取引所の流動性向上に資するため、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

② 売り札

区域において一般電気事業者であった発電事業者の電源が卸電力取引所において取引されない場合は、卸電力取引所における取引が厚みをもつことを期待し得ないため、当該発電事業者においては、余剰電源を卸電力取引所に対して積極的に投入することが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

導管事業者による需要家への差別的な対応について

- 電力適取ガイドラインを参考に、ガス導管事業者が、計量器の交換の可否・交換時期に関して、自己又はグループ内の小売部門の需要家であるか他のガス供給事業者の需要家であるかにより不当に差別的に取り扱った場合や、転居等により新たにガス供給事業者を検討中の需要家に対して自己又はグループ内の小売部門の情報のみを提供することを、公正かつ有効な競争の観点から「問題となる行為」と位置付けてはどうか。

問題となる行為（案）

ガス導管事業者が、計量器の交換の可否・交換時期に関して、自己又はグループ内の小売部門の需要家であるか他のガス供給事業者の需要家であるかにより不当に差別的に取り扱うこと、又は転居等により新たにガス供給事業者を検討中の需要家に対する情報提供において、自己又はグループ内の小売部門の情報のみを提供するなど、ガス導管事業者が、自己又はグループ内の小売部門と他のガス供給事業者とを不当に差別的に取り扱った場合。

参考1：電力適取ガイドライン P.35（関連部分のみ抜粋）

③ 需要家への差別的な対応

一般送配電事業者の停電対応（停電状況の問い合わせ、停電復旧の順序等）、メーターの交換、需給調整契約の締結等において、例えば、以下のように、一般送配電事業者が、自己又はグループ内の小売部門の需要家であるか他の電気供給事業者の需要家であるかにより不当に差別的に取り扱った場合。需要家に対する情報提供において、一般送配電事業者が、自己又はグループ内の小売部門と他の電気供給事業者を不当に差別的に取り扱った場合。

（中略）

(b) 需要家に設置されている計量器の交換の可否や交換時期に関して、自己又はグループ内の小売部門の需要家であるか他の電気供給事業者の需要家であるかにより不当に差別的に取り扱った場合。

(d) 転居等により新たに電気供給事業者を検討中の需要家に対する情報提供において、自己又はグループ内の小売部門の情報のみを提供するなど、一般送配電事業者が、自己又はグループ内の小売部門と他の電気供給事業者とを不当に差別的に取り扱った場合。

導管運用における差別的取扱い等について

- 電力適取ガイドラインを参考に、ガス導管事業者は導管運用等に関係する資料、情報等の整備・公表・提示等に関する社内ルールを定め、それを公開し、当該ルールを遵守して託送供給を行うことを、公正かつ有効な競争の観点から「望ましい行為」と位置付けてはどうか。

望ましい行為（案）

ガス導管事業者は導管網の利用条件や導管網の託送供給可能量等の開示・周知が、すべての託送供給依頼者に対し公平に行われるよう、関係する資料、情報等の整備・公表・提示等に関する社内ルールを定め、それを公開し、当該ルールを遵守して託送供給を行うこと。

ここでいう、「関係する資料、情報等」とは、例えば以下のような情報をいう。

- ① 導管への接続の検討に際して、託送供給依頼者等の予見可能性を高めることに資する情報
- ② 導管への接続後の実運用に資する情報

参考1：現行の適取ガイドライン P.10（関連部分のみ抜粋）

一般ガス事業者等は導管網の利用条件や導管網の託送供給可能量等の開示・周知が、すべての託送供給依頼者に対し公平に行われるよう、関係する資料、情報等を整備し、公開することが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

なお、一般ガス事業者等のガス事業の規模や導管網の敷設状況から、こうした措置の実施が困難な場合には、導管ネットワークの公平・透明な利用という改正ガス事業法の趣旨を踏まえ、適切な方法により情報提供を行うものとする。一般ガス事業者等は、託送供給料金と自ら行う大口・卸供給に対する託送供給相当の料金の透明性及び公平性を確保する観点から、需要家の了解が得られた場合には、託送供給依頼者や需要家の求めに応じて、個別の大口・卸供給に対する託送相当の料金額、需要実績等を速やかに提供することが望ましい。

参考2：電力適取ガイドライン P.32（関連部分のみ抜粋）

① 系統運用や系統情報の開示・周知等について、広域機関の定める送配電等業務指針並びに国の定める「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」（平成27年4月1日改定。以下「系統連系ガイドライン」という。）及び「系統情報の公表の考え方」（平成24年12月策定、平成27年11月改定。以下「系統情報ガイドライン」という。）を踏まえて、一般送配電事業者は電気供給事業者全てに適用される社内ルールを定め、それを公開し、当該ルールを遵守して託送供給等を行う。